平成２８年（フ）第３７４号
千葉市美浜区稲毛海岸２丁目２番22号　稲毛サンハイツ602号
債務者　下田　康幸
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６０６号
名古屋市中川区高杉町３番地　レオパレス高杉202
債務者　宮川　一弘（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑西山５番地80
債務者　齊藤　　博
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
京都府亀岡市安町釜ケ前23番地５　アザレア503号
債務者　板東　　徹
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
京都府亀岡市宇津根町土井ノ内48番地３　ネオパレス亀岡207号
債務者　松下　智夏
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
兵庫県高砂市曽根町819番地の１　ウェルネス松陽103号
債務者　宮川恵美子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０３号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1141番地18　朝長ハイツ102号
債務者　詰坂志保美
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８１５号
大阪府大東市諸福５丁目９番504号　大弥ハイツ
債務者　日野　　稔
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９６８号
大阪市西区新町３丁目８番12―1105号
債務者　糸尾　由衣
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２号
釧路市興津２丁目10番５号
債務者　藤田　眞臣
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３２１号
東京都府中市武蔵台１丁目36番地の１平山荘202
債務者　中村　恵美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４８号
東京都国立市富士見台３丁目18番地の15ブルーヒルズ国立202
債務者　似鳥　陽子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４１９号
東京都新宿区北新宿３丁目27―６―403
債務者　新垣末美子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４４７号
東京都荒川区町屋１―30―２　町屋荘、住民票上の住所東京都荒川区東尾久２丁目34―７上原方
債務者　大蔵　正信
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４５７号
東京都葛飾区金町３丁目34―15―202
債務者　岡本　兼治
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４９１号
東京都日野市日野台５丁目22―30　神戸テラスハウス２
債務者　萩原　博亮
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部